

「消費税法の一部を改正する法律（平成3年法律第73号）施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて」新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>今般、消費税法の一部を改正する法律（平成3年法律第73号）が本年5月15日に、関係政省令、告示が6月7日及び9月26日に、それぞれ交付され、10月1日から施行されることとなった。</p> <p>今回の改正により、一定の身体障害者用物品が非課税とされることになったが、その具体的内容は左記のとおりであるので、御了知の上、管下市町村、関係機関、関係団体、関係事業者等に周知徹底を図るとともに必要な指導を行い、その運用に遺憾のないようにされたい。</p>	<p>今般、消費税法の一部を改正する法律（平成3年法律第73号）が本年5月15日に、関係政省令、告示が6月7日及び9月26日に、それぞれ交付され、10月1日から施行されることとなった。</p> <p>今回の改正により、一定の身体障害者用物品が非課税とされることになったが、その具体的内容は左記のとおりであるので、御了知の上、管下市町村、関係機関、関係団体、関係事業者等に周知徹底を図るとともに必要な指導を行い、その運用に遺憾のないようにされたい。</p>
<p>記</p>	<p>記</p>
<p>第1 共通的事項</p> <p>1 改正の概要</p> <p>身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品として厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定したものに係る譲渡、貸付け、製作の請負及び一定の物品に係る一定の修理が非課税となるものであること。</p> <p>2 一般的注意事項</p> <p><u>(1) 非課税対象となるのは、消費税法施行令第14条の4の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理（平成3年厚生省告示第130号。以下、「告示」という。）に該当する物品（当該物品と一体として譲渡等がなされる一定の付属品を含む。）であって、部品、付属品のみの単体の譲渡等は、非課税対象とはならないものであること。</u></p> <p><u>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）に基</u></p>	<p>第1 共通的事項</p> <p>1 改正の概要</p> <p>身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品であって、厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定したものに係る譲渡、貸付け、製作の請負及び一定の物品に係る一定の修理が非課税となるものであること。</p> <p>2 一般的注意事項</p> <p><u>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）等に基</u></p>

改正後	現 行
<p><u>づく補装具費支給制度及び日常生活用具給付等事業の対象物品</u>とは必ずしも一致しないものであり、これらの制度の対象となっていない物品であっても、非課税対象となるものもあること。</p> <p>(3) <u>障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度及び日常生活用具給付等事業の対象物品</u>のみならず、一般購入した場合であっても非課税となるものであって、非課税措置を受けるに当たっては、購入時に身体障害者手帳を提示するなどの手続きは不要であること。</p> <p>(4) (略)</p>	<p><u>づき給付される補装具、日常生活用具</u>とは必ずしも一致しないものであり、これらの制度の対象となっていない物品であっても、非課税対象となるものもあること。</p> <p>(2) <u>障害者総合支援法等に基づき給付される補装具、日常生活用具</u>のみならず、一般購入した場合であっても非課税となるものであって、非課税措置を受けるに当たっては、購入時に身体障害者手帳を提示するなどの手続きは不要であること。</p> <p>(3) <u>非課税対象となるのは、告示に該当する物品（当該物品と一体として譲渡等がなされる一定の付属品を含む。）</u>であって、<u>部品、付属品のみの単体の譲渡等は、非課税対象とはならないものであること。</u></p> <p>(4) (略)</p>
<p>第2 <u>対象物品の具体的範囲（改造自動車に係るものを除く。）</u> 非課税対象となる身体障害者用物品は、<u>告示に示された</u>とおりであるが、その具体的内容及び留意事項は以下のとおりである。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 装具</p> <p>(1) 補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号。以下、「補装具告示」という。）の別表の1の(3)の基本構造欄に掲げる構造を有し、使用材料・部品及び工作法欄に掲げる部品を用い、かつ、個別に採寸等を行い製作されるものに限られるものであること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 眼鏡</p>	<p>第2 <u>個別品目の具体的範囲（改造自動車に係るものを除く。）</u> 非課税対象となる身体障害者用物品は、<u>平成3年6月厚生省告示第130号に示された</u>とおりであるが、その具体的内容及び留意事項は以下のとおりである。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 装具</p> <p>(1) 補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号。以下「補装具告示」という。）の別表の1の(3)の基本構造欄に掲げる構造を有し、使用材料・部品及び工作法欄に掲げる部品を用い、かつ、個別に採寸等を行い製作されるものに限られるものであること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 眼鏡</p>

改正後	現 行
<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) レンズ及び枠が一体となった<u>構造を有するものであること。</u></p> <p>7 (略)</p> <p>8 補聴器 補装具告示の別表の1の(5)の<u>補聴器の項の基本構造欄に掲げる構造を有するものに限られること。</u></p> <p>9～11 (略)</p> <p>12 歩行器</p> <p>(1) <u>歩行が困難な者の歩行を補助する機能を有し、歩行時に体重を支える構造を有するものであって、4脚を有するものにあつては上肢で保持して移動させることが可能なもの、車輪を有するものにあつては使用時に体の前又は後ろ及び左右の把手等が体を囲む形状を有し、かつ、歩行の障害となる構造物を有しないものであること。</u></p> <p>(2) <u>車輪を有するもので、成人用のものについては、次に掲げる条件を満たすものであること。</u> <u>イ 左右に分離したハンドグリップを有するものにあつては、次に掲げる条件の全てを満たすものであること。</u> (イ)～(ハ) (略) <u>ロ 肘を載せるためのU字形のフレーム又は台等を有するものにあつては、これらフレームや台等が両肘を載せた状態で体の前及び左右を囲い込むものであつ</u></p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) レンズ及び枠が一体となった<u>ものが非課税対象になるものであること。</u></p> <p>7 (略)</p> <p>8 補聴器 補装具告示の別表の1の(5)の<u>基本構造欄に定める構造を有するものに限られること。</u></p> <p>9～11 (略)</p> <p>12 歩行器</p> <p>(1) 歩行が困難な者の歩行を補助する機能を有し、歩行時に体重を支える構造を有するものであること。</p> <p>(2) <u>4脚を有するものにあつては上肢で保持して移動させることが可能なもの、車輪を有するものにあつては使用時に体の前又は後ろ及び左右の把手等が体を囲む形状を有し、かつ、歩行の障害となる構造物を有しないものであること。</u></p> <p>(3) <u>車輪を有するもので、成人用のものについては、次に掲げる条件を満たすものであること。</u> イ 左右に分離したハンドグリップを有するものにあつては、次に掲げる条件の全てを満たすこと。 (イ)～(ハ) (略) ロ 肘を載せるためのU字形のフレーム又は台等を有するものにあつては、これらフレームや台等が両肘を載せた状態で体の前及び左右を囲い込むものであつ</p>

改正後	現行
<p>て、その奥行きは20cm以上（内寸法）であること。</p> <p>ハ 把手等のあらゆる部位からの鉛直線は、車輪が路面等と接する各支持点を結んでつくられる面内にあること。</p> <p>ニ 足を踏み出した状態で歩行に支障となるような左右の車輪や構造物を連結するフレーム等がないこと。</p> <p>(3) 「把手等」とは、手で握る又は肘を載せるためのフレーム、ハンドグリップ類をいい、「体の前又は後ろ及び左右の把手等が体を囲む形状を有し」とは、これらの把手等を体の前又は後ろと体の左右のいずれにも有することをいう。ただし、体の前の把手等については、手で握る又は肘を乗せる機能を有していない場合は、左右の把手等を連結するためのフレーム類でもよいこと。</p> <p>13 頭部保護帽</p> <p>(1) <u>ヘルメット型で、歩行が困難な者が転倒の際に頭部を保護できる機能を有するものであって、スポンジ及び革又はプラスチックを主材料にして、個別に採寸等を行い製作されるものに限られるものであること。</u></p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>14・15 (略)</p> <p>16 歩行補助つえ</p> <p>松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ及び多点杖に限られ、それ以外のつえは、該当しないものであること。</p> <p>17～19 (略)</p> <p>20 排便補助具</p> <p>(1) 身体に障害を有する児童の排便を補助するものであって、パッド等を装着することにより、又は背もたれ及び肘掛けを有する椅子状のものであることにより、座位を</p>	<p>て、その奥行きは20cm以上（内寸法）であること。</p> <p>ハ 把手等のあらゆる部位からの鉛直線は、車輪が路面等と接する各支持点を結んでつくられる面内にあること。</p> <p>ニ 足を踏み出した状態で歩行に支障となるような左右の車輪や構造物を連結するフレーム等がないこと。</p> <p>(4) 「把手等」とは、手で握る又は肘を載せるためのフレーム、ハンドグリップ類をいい、「体の前又は後ろ及び左右の把手等が体を囲む形状を有し」とは、これらの把手等を体の前又は後ろと体の左右の両方のいずれにも有することをいう。ただし、体の前の把手等については、<u>必ずしも手で握る又は肘を載せる機能を有してなくても、左右の把手等を連結するためのフレーム類でもよいこと。</u></p> <p>13 頭部保護帽</p> <p>(1) 個別に採寸等を行い製作されるものに限られるものであること。</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>14・15 (略)</p> <p>16 歩行補助つえ</p> <p>松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、<u>多点杖及びプラットホーム杖</u>に限られ、それ以外のつえは、該当しないものであること。</p> <p>17～19 (略)</p> <p>20 排便補助具</p> <p>(1) 身体に障害を有する児童の排便を補助するものであって、パッド等を装着することにより、又は背もたれ及び肘掛けを有する椅子状のものであることにより、座位を</p>

改正後	現行
<p>保持しつつ、<u>排便</u>をすることを可能にする機能を有するもので、<u>移動可能なものに限られるものであること。</u></p> <p>(2) <u>据付式のもの</u>は含まれないこと。</p> <p>(3) (略)</p> <p>21 視覚障害者用ポータブルレコーダー 音声により操作ボタン及び操作方法に関する案内を行う機能を有し、かつ、<u>DAISY方式による録音又は再生が可能な機能を有する製品であって、告示別表に掲げるものに限られるものであること。</u></p> <p>22～26 (略)</p> <p>27 盲人用秤 家庭用上皿秤であって、<u>点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、計測結果を音声により伝える機能を有するもの又は文字盤に点字等があり、文字盤及び針に直接触れることができる構造を有するものであること。</u></p> <p>28 点字図書 (1) <u>点字で説明等が施されている凸図表やパンフレット等も含むものであること。</u></p> <p>(2) <u>消費税法別表第1第12号に規定する教科用図書は含まれないものであること。</u></p> <p>28の2 (略)</p> <p>28の3 視覚障害者用読書器 視力に障害を有する者の読書等を容易にする製品であって、文字等を撮像し、モニター画面に拡大して映し出すための映像信号に変換して出力する機能を有するもの又は<u>撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、告示別表に掲げるものに限られるものであること。</u></p> <p>28の4～28の6 (略)</p>	<p>保持しつつ、排便することを可能にする機能を有するものであること。</p> <p>(2) <u>移動可能なもの</u>に限られ、<u>据付式のもの</u>は含まれないこと。</p> <p>(3) (略)</p> <p>21 視覚障害者用ポータブルレコーダー 音声により操作ボタン及び操作方法に関する案内を行う機能を有し、かつ、<u>DAISY方式による録音又は再生が可能な機能を有する製品であって、平成3年6月厚生省告示第130号で指定されている製品が該当するものであること。</u></p> <p>22～26 (略)</p> <p>27 盲人用秤 家庭用上皿秤であって、文字盤に点字等があり、文字盤及び針に直接触れることができる構造を有するものであること。</p> <p>28 点字図書 (1) <u>点字で説明等が施されている凸図表を含むものであること。</u></p> <p>(2) <u>図書には、パンフレット等も含むものであること。</u></p> <p>(3) <u>教科用図書は含まれないものであること。</u></p> <p>28の2 (略)</p> <p>28の3 視覚障害者用拡大読書器 視力に障害を有する者の読書等を容易にするものであって、文字等を撮像し、モニター画面に拡大して映し出すための映像信号に変換して出力する機能を有するもので、<u>平成3年6月厚生省告示第130号で指定されている製品が該当するものであること。</u></p> <p>28の4～28の6 (略)</p>

改正後	現行
<p>28の7 視覚障害者用音声ICタグレコーダー 視力に障害を有する者の物の識別を容易にする製品であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、ICタグその他の集積回路とアンテナを内蔵する物品の持つ識別情報を無線により読み取り、当該識別情報と音声データを関連付け、音声データを音声信号に変換して出力する機能及び音声により操作方法に関する案内を行う機能を有するもので、<u>告示別表に掲げるものに限られるものであること。</u></p> <p>28の8～28の11 (略)</p> <p>29 聴覚障害者用屋内信号装置</p> <p>(1) 音声等による信号を感知し、光や振動に変換して、伝達する機能を有する持ち運び可能な器具であって、<u>告示別表に掲げる製品に限られるものであること。</u></p> <p>(2) 非課税対象となるのは、聴覚障害者用屋内信号装置として一体で譲渡等されるシステム又は単体で装置としての機能を有するものであって、システムの構成部品単体の譲渡等は非課税対象にはならないものであること。</p> <p>29の2 聴覚障害者用情報受信装置 字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信する製品であって、<u>告示別表に掲げるものに限られるものであること。</u></p> <p>30 特殊寝台 身体に障害を有する者が家庭において使用する寝台であって、身体に障害を有する者の頭部及び脚部の傾斜角度が調整できる機能を有するもので、<u>次に掲げる条件の全てを満たすものに限られるものであること。</u></p>	<p>28の7 視覚障害者用音声ICタグレコーダー 視力に障害を有する者の物の識別を容易にする製品であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、ICタグその他の集積回路とアンテナを内蔵する物品の持つ識別情報を無線により読み取り、当該識別情報と音声データを関連付け、音声データを音声信号に変換して出力する機能及び音声により操作方法に関する案内を行う機能を有するもので、<u>平成3年6月厚生省告示第130号で指定されている製品が該当するものであること。</u></p> <p>28の8～28の11 (略)</p> <p>29 聴覚障害者用屋内信号装置</p> <p>(1) 音声等による信号を感知し、光や振動に変換して、伝達する機能を有する持ち運び可能な器具で、<u>平成3年6月厚生省告示第130号で指定されている製品が該当するものであること。</u></p> <p>(2) 非課税対象となるのは、聴覚障害者用屋内信号装置として一体で取引されるシステム又は単体で装置としての機能を有するものであって、システムの構成部品単体の譲渡等は非課税対象にはならないものであること。</p> <p>29の2 聴覚障害者用情報受信装置 字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信する製品であって、<u>平成3年6月厚生省告示第130号で指定されている製品が該当するものであること。</u></p> <p>30 特殊寝台 身体に障害を有する者が家庭において使用する寝台であって、身体に障害を有する者の頭部及び脚部の傾斜角度が調整できる機能を有するもので<u>あって以下の要件の全てを満たすものであること。</u></p>

改正後	現行
<p>イ～ハ (略)</p> <p>31 (略)</p> <p>32 体位変換器 空気パッドにロッドを差し込んだものを身体の下に挿入することにより、又は身体の下にあらかじめ空気パッドを挿入し膨らませることにより、身体に障害を有する者の体位を容易に変換できる機能を有するものであること。</p> <p>33 重度障害者用意思伝達装置 (1) 両上下肢の機能を全廃し、かつ、言語機能を喪失した者のまばたき等の残存機能による反応を、センサーにより感知して、ディスプレイ等に表示すること等により、その者の意思を伝達する機能を有する製品であって、告示別表に掲げるものに限られるものであること。</p> <p>(2) 非課税対象となるのは、重度障害者用意思伝達装置として一体で譲渡等されるシステムであって、システムの構成部品単体の譲渡等は非課税対象にはならないものであること。</p> <p>33の2 携帯用会話補助装置 (1) 発声、発語に著しい障害を有する者の意思を音声又は文字に変換して伝達する機能を有する製品であって、告示別表に掲げるものに限られるものであること。</p> <p>(2) 非課税対象となるのは、携帯用会話補助装置として一体で譲渡等されるシステムであって、システム構成部品単体の譲渡等は非課税対象にはならないものであること。</p> <p>33の3 移動用リフト (1) 床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり具でつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の寝</p>	<p>イ～ハ (略)</p> <p>31 (略)</p> <p>32 体位変換器 空気パッドにロッドを差し込んだものを身体の下に挿入することにより、又は身体の下にあらかじめ空気パッドを挿入し膨らませることにより、身体に障害を有する者の体位を容易に変換できる機能を有するものに限られること。</p> <p>33 重度障害者用意思伝達装置 (1) 両上下肢の機能を全廃し、かつ、言語機能を喪失した者のまばたき等の残存機能による反応を、センサーにより感知して、ディスプレイ等に表示すること等により、その者の意思を伝達する機能を有するもので、平成3年6月厚生省告示第130号で指定されている製品が該当するものであること。</p> <p>(2) 非課税対象となるのは、重度障害者用意思伝達装置として一体で取引されるシステムであって、システムの構成部品単体の譲渡等は非課税対象にはならないものであること。</p> <p>33の2 携帯用会話補助装置 (1) 発声、発語に著しい障害を有する者の意思を音声又は文字に変換して伝達する機能を有するもので、平成3年6月厚生省告示第130号で指定されている製品が該当するものであること。</p> <p>(2) 非課税対象となるのは、携帯用会話補助装置として一体で取引されるシステムであって、システム構成部品単体の譲渡等は非課税対象にはならないものであること。</p> <p>33の3 移動用リフト (1) 床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり具でつり上げ又は体重で支える構造を有するものであり、その構造により、自力での移動が困難な者の寝台</p>

改正後	現 行
<p>台と車椅子との間等の移動を補助する機能を有するものであること。</p>	<p>と車椅子との間等の移動を補助する機能を有するものであること。</p>
<p>(2) 「寝台と車椅子との間等の移動を補助する機能」とは、寝台、浴槽、自動車又は車椅子等の製品間において、身体が一方の製品から他方の製品へ移動することを補助する機能をいう。</p>	<p>(2) 「寝台と車椅子との間等の移動を補助する機能」とは、寝台、浴槽、自動車又は車椅子等の機器間において、身体が一方の機器から他方の機器へ移動することを補助する機能をいう。</p>
<p>34 (略)</p>	<p>34 (略)</p>
<p>35 福祉電話器</p>	<p>35 福祉電話器</p>
<p>(1) 音声を振動により骨に伝える機能、上肢機能に障害を有する者が足等を使用して利用できる機能、又は聴覚障害者が筆談できる機能等を有する特殊な電話器であって、告示別表に掲げる製品に限られるものであること。</p>	<p>(1) 音声を振動により骨に伝える機能、上肢機能に障害を有する者が足等を使用して利用できる機能、又は聴覚障害者が筆談できる機能等を有する特殊な電話器で、平成3年6月厚生省告示第130号で指定されている製品が該当するものであること。</p>
<p>(2) 上肢機能に障害を有する者が足等を使用して利用できる機能を有する電話器にあつては、足等で操作するための機器と一体で譲渡等される場合のみ、非課税対象となるものであること。</p>	<p>(2) 上肢機能に障害を有する者が下肢等を使用して利用できる機能を有する電話器にあつては、下肢等で操作するための機器と一体として取引される場合のみが非課税となるものであること。</p>
<p>36 視覚障害者用ワードプロセッサ</p>	<p>36 視覚障害者用ワードプロセッサ</p>
<p>(1) 点字方式により入力する機能、入力結果が音声により確認できる機能、入力結果が点字変換される機能、又は入力結果が点字で印字される機能を有する製品であつて、告示別表に掲げるものに限られるものであること。</p>	<p>(1) 点字方式により入力する機能、入力結果が音声により確認できる機能、入力結果が点字変換される機能、又は入力結果が点字で印字される機能を有するもので、平成3年6月厚生省告示第130号で指定されている製品が該当するものであること。</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>第3 修理の範囲（改造自動車に係るものを除く）</p>	<p>第3 修理の範囲（改造自動車に係るものを除く）</p>
<p>1 非課税対象となる修理の範囲は、告示第1項第1号から第20号までに掲げるものに係る修理に限られるものであること。</p>	<p>1 非課税対象となる修理の範囲は、平成3年6月厚生省告示第130号第1項第1号から第20号に規定する物品に係る修理に限られるものであること。</p>
<p>2 障害者総合支援法に基づき、支給等の対象となるものであつ</p>	<p>2 障害者総合支援法等に基づき、給付の対象となるものであつ</p>

改正後	現行
<p>ても、以下に掲げるものは、非課税対象となる修理に該当しないものであること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 補聴器の重度難聴用イヤホン交換、眼鏡型平面レンズ交換、骨導式ポケット型レシーバー交換、骨導式ポケット型ヘッドバンド交換、FM型用ワイヤレスマイク充電電池交換、FM型用ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換、FM型用ワイヤレスマイク外部入力コード交換、イヤホン交換</p> <p><u>(3) 車椅子のクッション交換、クッション（ポリエステル繊維、ウレタンフォーム等の多層構造のもの及び立体編物構造のもの）交換、クッション（ゲルとウレタンフォームの組合せのもの）交換、クッション（バルブを開閉するだけで空気量を調整するもの）交換、クッション（特殊な空気室構造のもの）交換、フローテーションパッド交換、背クッション交換、特殊形状クッション（骨盤・大腿部サポート）交換、クッションカバー（防水加工を施したもの）交換、枕（オーダー及びレディメイド）交換、リフレクタ（反射器－夜光反射板）交換、テーブル交換、スポークカバー交換、ステッキホルダー（杖たて）交換、栄養パック取り付け用ガートル架交換、点滴ポール交換及び日よけ（雨よけ）部品交換</u></p> <p><u>(4) 電動車椅子の枕（オーダー及びレディメイド）交換、バッテリー（マイコン内蔵型に係るものを含む。）交換、外部充電器交換、オイル又はグリス交換、ステッキホルダー（杖たて）交換、栄養パック取り付け用ガートル架交換、点滴ポール交換、延長式スイッチ交換、レバーノ</u></p>	<p>ても、以下に掲げるものは、非課税対象となる修理に該当しないものであること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 補聴器の重度難聴用イヤホン交換、眼鏡型平面レンズ交換、骨導式ポケット型レシーバー交換、骨導式ポケット型ヘッドバンド交換、FM型用ワイヤレスマイク充電電池交換、FM型用ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換、FM型用ワイヤレスマイク外部入力コード交換、イヤホン交換、乾電池交換、水銀電池交換及び空気電池交換</p> <p><u>(3) 人工喉頭の気管カニューレ交換、乾電池交換、蓄電池（カドニカ電池）交換及び充電器交換</u></p> <p><u>(4) 車椅子のクッション交換、クッション（ポリエステル繊維、ウレタンフォーム等の多層構造のもの及び立体編物構造のもの）交換、クッション（ゲルとウレタンフォームの組合せのもの）交換、クッション（バルブを開閉するだけで空気量を調整するもの）交換、クッション（特殊な空気室構造のもの）交換、フローテーションパッド交換、背クッション交換、特殊形状クッション（骨盤・大腿部サポート）交換、クッションカバー（防水加工を施したもの）交換、枕（オーダー及びレディメイド）交換、リフレクタ（反射器－夜光反射板）交換、テーブル交換、スポークカバー交換、ステッキホルダー（杖たて）交換、栄養パック取り付け用ガートル架交換、点滴ポール交換及び日よけ（雨よけ）部品交換</u></p> <p><u>(5) 電動車椅子の枕（オーダー及びレディメイド）交換、バッテリー交換（マイコン内蔵型に係るものを含む。）、外部充電器交換、オイル又はグリス交換、ステッキホルダー（杖たて）交換、栄養パック取り付け用ガートル架交換、点滴ポール交換、延長式スイッチ交換、レバーノ</u></p>

改正後	現 行
<p>ブ各種形状（小ノブ、球ノブ、こけしノブ）交換、レバーノブ各種形状（Uノブ、十字ノブ、ペンノブ、太長ノブ、T字ノブ、極小ノブ）交換、日よけ（雨よけ）部品交換及びテーブル交換</p> <p><u>（5）</u> 歩行補助つえの凍結路面用滑り止め（非ゴム系）交換</p> <p>3 <u>支給等</u>の対象とならないものについても、<u>2（1）から（5）</u>に準じた取扱いになるので留意すること。</p> <p>4 （略）</p> <p>第4 （略）</p>	<p>ブ各種形状（小ノブ、球ノブ、こけしノブ）交換、レバーノブ各種形状（Uノブ、十字ノブ、ペンノブ、太長ノブ、T字ノブ、極小ノブ）交換、日よけ（雨よけ）部品交換及びテーブル交換</p> <p><u>（6）</u> 収尿器のサポータ交換、収尿瓶（ゴムバンド付）交換及び収尿ゴム袋（ゴム管及びつなぎ管付）交換</p> <p><u>（7）</u> 歩行補助つえの凍結路面用滑り止め（非ゴム系）交換</p> <p>3 <u>給付</u>の対象とならないものについても、<u>前記</u>に準じた取扱いになるので留意すること。</p> <p>4 （略）</p> <p>第4 （略）</p>